

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）①
（一宮市）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社サポートテラス
主たる事務所の所在地	〒491-0908 愛知県一宮市深坪町3 2 番 2
代表者（職名・氏名）	代表取締役 水谷 圭佑
設 立 年 月 日	平成29年12月13日
電 話 番 号	0586-82-0100

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション サポート	
サービスの種類	第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒494-0001 愛知県一宮市開明字東石亀4 4 番	
電 話 番 号	0586-52-7888	
指定年月日・事業所番号	令和3年3月1日指定	2372205779
管 理 者 の 氏 名	三丸 純子	
通常の事業の実施地域	一宮市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助, 就寝介助, 排泄介助, 身体整容, 食事介助, 更衣介助, 清拭（せいしき）, 入浴介助, 体位交換, 服薬介助, 通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理, 洗濯, 掃除, 買い物, 薬の受取り, 衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前9時00分から午後6時00分

※サービス計画により、休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

6. 事業所の職員体制

訪問介護員の職種	人数
管理者	1人
サービス提供責任者	2人以上
訪問介護員	5名以上

7. 職務内容について

職種	人数
管理者	本事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う者とし、従業者に厚生労働省令に定められた指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、都道府県又は市区町村が条例で定める基準（以下、「基準」とします）を遵守させるために必要な、指揮命令を行います。
サービス提供責任者	① 本サービスの利用申し込みに関わる調整を行います。 ② お客様の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握を行います。 ③ サービス担当者会議への出席、お客様に関する情報の共有等居宅介護支援事業者との連携をします。

	④ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示すると共に、お客様の状況についての情報を伝達します。 ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 ⑥ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 ⑦ 訪問介護員に対する研修、技術指導を実施します。 ⑧ その他サービス内容の管理について、必要な業務を実施します。
訪問介護員	お客様の居宅において、身体介護、生活援助等のサービスの提供を行います。

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	訪問型サービス費 (単位/月)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型独自 サービスⅠ (1月につき)	週1回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	12,254円	1,225円	2,451円	3,676円
訪問型独自 サービスⅡ (1月につき)	週2回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	24,477円	2,448円	4,895円	7,343円
訪問型独自 サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	38,835円	3,884円	7,767円	11,651円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防訪問介護の金額に相当する金額であり、介護予防訪問介護の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,000円	200円	400円	600円
特定事業所加算(Ⅰ)	当該加算の算定要件を満たす場合		所定単位数の20%増		

介護職員処遇改善加算 I ※	当該加算の算定要件を満たす場合		所定単位数の 24.5%増
----------------	-----------------	--	---------------

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外同一の建物に 20 人以上にサービスを行う場合	上記基本部分の 90%

(2) キャンセル料

第 1 号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(3) 支払い方法

毎月 10 日過ぎに先月分をご請求いたしますので、当月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、現金支払いまたは口座引き落としにてお願いいたします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先① (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	
緊急連絡先② (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び一宮市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0586-52-7888
	面接場所	当事業所の面談室
	苦情受付時間	事業所の営業日及び営業時間に同じ

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	一宮市福祉部介護保険課	電話 0586-85-7017
		住所 一宮市本町2丁目5番6号
	愛知県国民健康保険団体連合会	電話 052-971-4165
		住所 名古屋市東区白壁一丁目50番地

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. サービスご利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に会社を通じ職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

1 4. サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

1 5. 介護給付費の改定

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、本事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

1 6. 職場におけるハラスメントの防止

本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確

化等の必要な措置を講じます。

1 7. 業務継続計画の策定等

- (1) 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 8. 衛生管理等

本事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

1 9. 虐待の防止

本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

2 0. 身体拘束の禁止

- (1) . 本事業者は訪問介護の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行いません。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとします。
- (2) 本事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録いたします。
- (3) 本事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - ③虐待の防止のための指針を整備します。
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

21. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和6年1月16日
実施した評価機関の名称	特定非営利活動法人なごみ（和）の会
評価結果の開示状況	有

以上

令和 年 月 日

サポートテラスは、重要事項説明書に基づいて、訪問介護相当サービス内容及び重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、サポートテラス、お客様（またはその代理人）は、署名または記名押印の上、各1通を保管するものとします。

説明者氏名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問介護相当のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意の上、交付を受けました。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名 印